崎山 華英 議員

共同親権制度施行に向けた市の対応と子どもの権利保障について

問 **共同親権制度の導入により、住民票の写しの交付や転居届などの手続にどのような影響があるか。また、片方の親が知らないうちに手続が行われる可能性はないか。**

答 住民票の写しの交付請求や転居届等の手続は、住民基本台帳法等により法定代理人が手続可能であり、共同親権となった場合も同様の取扱いとなると思われる。詳細な情報がないので、今後、国から出されるガイドラインや関係通知に基づき対応する。

問 **制度施行に伴い、これまで以上に離婚協議時における親権、養育費、面会交流等の合意形成が複雑化することが予想される。離婚やDVに関する専門相談体制の充実や公正証書作成費補助の検討はできないか。**

答 離婚の原因がDV、児童虐待等の場合は、現在こども家庭課で、保健師、家庭相談員が相談を受け、必要に応じて警察や、児童相談所、医療機関、学校等とも連携し、安全確保を行っている。離婚や家庭内不和による子どもの発達・情緒・学校生活など不安に寄り添った支援を心がけている。公正証書作成費補助は現在予定していない。

問 **制度施行に伴い、学校や保育所でどのような課題が想定されるか。保護者間の意向が分かれる場合や、お迎え・行事参加などの対応はどうするのか。**

答 保育所では、親権の有無にかかわらず行事参加は可能だが、監護者の同意を原則としている。児童の引渡しも事前登録者以外には行わない。学校でも、進路面談や緊急時の対応など、家庭状況を把握していないとトラブルにつながることが想定されるため、監護者と丁寧に連絡を取りあいながら対応していく。いずれの現場でも、児童生徒の安心・安全を最優先とし、必要に応じて関係課と連携しながら適切な対応に努める。

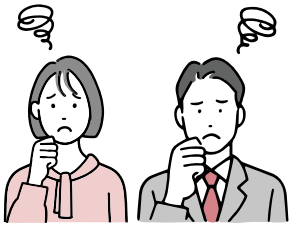

井田 孝 議員

移住・定住の促進について

問 **定住促進奨励金と若者世帯住宅取得奨励金の令和7年度の実績及び課題を伺う。**

答 10月末現在の実績で、定住促進奨励金は23件、転入者数は54人、交付額は1580万円。若者世帯住宅取得奨励金は10件で世帯人数は30人、交付額は400万円。申請件数はここ数年横ばいとなっている。

問 **この二つの奨励金の執行率が低く、今年度の予算は昨年度の予算よりも減額されている。建設費が物価高騰などにより今までの1・5倍から2倍となっており、若者世帯が住宅ローンを組めない、ローンアウトとなる案件が多くなっている。そこで、この奨励金の交付額の上限を引き上げることはできないのか。**

答 現時点で見直す予定はないが、引き続き移住者や若者世帯の需要動向や今後の財政状況を注視しながら、まずは多くの人にこの制度を利用してもらえるよう周知に努めていく。

農水産業の振興について

問 **第3期総合戦略の施策1「農水産業の振興」の中で「夢をもって働くことのできる持続可能な農水産業を実現します」とあるが、全般的な考え方を伺う。**

答 本市では持続可能な農水産業を実現するため、生産基盤の強化や6次産業などの高付加価値化に取り組むとともに、特に新規就農者の支援に力を入れている。さらに昨年度策定した地域計画を活用して、今年度以降も地域の話合いを基本とした計画の実行と見直しを進めていく。

問 **持続可能な農水産業の実現のためには、収益力を高めることが重要である。それにはブランド化や6次産業化などの取り組みが不可欠であると思うが、市の見解を伺う。**

答 ブランド化や6次産業化などによる高付加価値化の取り組みによって各経営体の収益力を高めることは、持続可能な農水産業の実現のために有効な手段の一つである。補助事業の活用などにより支援し、引き続き農水産業の経営の安定化を図っていきたい。